通勤手当の支給方法について（交通機関等のみの利用者）

○　１箇月当たり55,000円超の場合（給与条例第11条第２項第１号ただし書）

①　一の普通交通機関等利用者（条例第11条第２項第１号ただし書）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６箇月定期券　：　３６０，０００円　（支給単位期間　６箇月）					
手当支給額	330,000円					

☆４月支給額　330,000円（55,000円×６月）←限度額

支給単位期間の最初の月に一括支給

※１箇月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額）

ＪＲ	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	→ 55,000円超
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	

②　二以上の普通交通機関等利用者（条例第11条第２項第１号ただし書括弧書）

【 その１ 】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６箇月定期券　：　３１０，３００円　（支給単位期間　６箇月）					
バス	３箇月定期券　：　３０，４００円（支給単位期間　３箇月）			３箇月定期券　：　３０，４００円（支給単位期間　３箇月）		
手当支給額	330,000円					

最長支給単位期間は６月

☆４月支給額　330,000円（55,000円×最長支給単位期間６月）

最長支給単位期間の最初の月に一括支給

（４月の定期券購入代　340,700円　＋　７月の定期券購入代　30,400円　＝　371,100円）

※１箇月当たりの額　（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）

ＪＲ	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	
バス	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	
合計	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円	→ 55,000円超
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	

（注）（2/3），（1/3）は１円未満の端数でそれぞれ0.66…，0.33…を表す　（以下同じ）。

【 その２ 】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６箇月定期券　：　９３，７５０円　（支給単位期間　６箇月）					
バス	３箇月定期券　：　１２０，３００円（支給単位期間　３箇月）			３箇月定期券　：　１２０，３００円（支給単位期間　３箇月）		
手当支給額	330,000円					

最長支給単位期間は６月

☆４月支給額　330,000円（55,000円×最長支給単位期間６月）

最長支給単位期間の最初の月に一括支給

（４月の定期券購入代　214,050円　＋　７月の定期券購入代　120,300円　＝　334,350円）

※１箇月当たりの額　（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）

ＪＲ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	
バス	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円	
合計	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円	→ 55,000円超
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	